

東北地方太平洋沖地震津波災害からの復旧復興に関する緊急提言

中林一樹
首都大学東京

東北地方太平洋沖地震災害に復旧復興に進め方に関して、復興の理念や枠組み、迅速に実施すべき事項および早急に推進すべき事項として、以下の項目を緊急提案する。

(1) 都市・住宅の復興理念に関わる事項

1. グリーンルネッサンスとしての国土復興構想

東北関東大震災からの復興は、被災地に復興に留まらず、人口減少時代を見据えて、我が国のエネルギー政策、エネルギー制約の下での国民生活スタイルの転換、低炭素型都市・地域づくりなど、21世紀の我が国の国土と社会の構造の改革に関わる「グリーンテクノロジー」による、グリーンルネッサンスとしての国土復興を構想すべきである。

2. 国土の再度被災を防ぐ二元復興理念に基づく国土復興構想

「二元復興 Dual Reconstruction」とは、「災害復興 Post-disaster Reconstruction」と「事前復興 Pre-disaster Reconstruction」を同時に実現しようという復興理念である。東北太平洋岸地域の復興は、被災地の復興として取り組むだけでは、高齢社会化している地域でのさまざまな困難を乗り越えることは困難である。他方、東海地震、東南海・南海地震の発生はますます切迫性を高めている。東北の災害復興に、東海・中部近畿の事前復興としての取り組みを取り込んで二元化する国土的復興を、これからの10年間の復興に取り込むべきである。産業立地のリロケーションなどを積極的に展開し、あるいは首都機能の展都的展開も包含する「事前復興」の国土づくりと、被災地の「災害復興」を「二元復興計画論」とする国土復興構想を推進すべきである。

(2) 迅速に実施すべき取り組みの提案

1. 遠地避難情報管理システムの構築

激甚な被災環境から逃れる被災者の遠地避難が始まっている。被災自治体からの復

旧・復興に関わるさまざまな情報が、遠地避難者にも届くように、避難先の自治体への「遠地避難届け出」制度を作り、被災自治体毎に集約して、県単位でネットワークして、被災者の所在を確認できるような遠地避難情報管理システムを迅速に構築し、必要な地元の情報、復興への情報などを確実に届け、意見を集約するシステムの構築を提案する。なお、遠地避難者に必要な地元の情報、復興への情報などを確実に届けるために、全国紙の新聞紙面の4面程度を政府で買い取り、被災自治体の情報を県単位で広報することも提案する。

2．遠隔地での応急仮設住宅建設と地域ごとの集団入居

津波被災市街地の多くでは、全ての都市機能や生活機能が破壊された。自宅を流したり全壊したりした被災者の意向を尊重しながら、暫定的な生活の場として、東北地方に散在する工場団地などのライフラインが整備されている未利用宅地を活用し、集落や地区のコミュニティ単位での応急仮設住宅の遠隔地入居を提案する。コミュニティ単位で仮住まいすることは地域での復興計画の検討などに有用であることは、中越地震で明らかである。

3．農地・農村の復興

防潮堤に全てを託すことは不可能だが、農地の復旧には、地盤沈降しているので、仮締めを急ぎ、海水を抜いて、土壌改良を急がないといけない。その上で、一定の高さの防潮堤で沈降した農地を守る。河川等の水門化も含めて、次年度には耕作が可能となるように、大規模な防潮堤の築造による迅速な農地回復の実施を提案する。

同時に、農村集落の海側を防潮堤で囲い、津波の流速から防御するなどの集落再生を提案する。

4．水産業の復興

三陸は日本の水産業の一大拠点である。地域経済の復興として、漁業の復興はその基盤である。一部では沈降した漁港の整備と、水産業（牡蠣の養殖・漁船・漁業施設）の諸施設の再建には、抜本的な支援が不可欠であり、その迅速な実施が重要である。とくに、棚を始め全てを失った牡蠣の養殖は、出荷まで3年は要すると思われ、迅速な対応が求められる。

(3) 早急に推進すべき取り組みの提案

1．津波被災地における防浪型集合住宅の復興

津波被災地で多くの命をビルの屋上が救った。木造住宅は壊滅的な被災となった。再

度このような事態を繰り返さないために、津波被災市街地の復興にあたって、一定の高さの防浪型集合住宅による住宅再建を基本とし、屋上を全て待避スペースとする住宅の復興の進め方を提案する。

さらに、公的費用負担によって、全ての防浪型建物に外階段を設け、いつでも、どこでも、誰でも待避できる市街地の形成を提案する。

2．街区単位での土地の共同利用化

上記の防浪型集合住宅は、街区単位での構築を原則とする。土地の区画境界が画定されていない敷地が多く、一家で亡くなった方の土地区画も少なくないとも想定される。

迅速な都市基盤の復興と住宅の再建を実現するためには、官民の区画確定によって道路部分を画定するとともに、街区毎に土地の共同利用を可能とするために、迅速な法整備も不可欠である。土地の共有地化については、後からでも良い。住宅再建のために土地の公費購入も必要となろう。

3．防潮堤の再建

東北地方太平洋沖地震災害では、防潮堤で津波の防御は果たせなかった。しかし、発生頻度が高い一定規模の津波から財産を守るためには、防潮堤は重要であろう。その防潮堤の想定を上回る事態が発生した時には、生命は防浪型集合住宅等で確保する。こうした２段階の復興まちづくりを提案する。